

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和5年6月6日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 伊藤真規子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>長久手市遺児手当支給条例について</p> <p>DVが原因で市外から転居してきたが、住民票を移すと加害者に住所が知れ、危害を受けるおそれ強い場合など、やむを得ない事情があるときは、住民票を異動しなくても児童手当、児童扶養手当の申請や、配偶者と別の世帯として国民健康保険に加入すること、学校の指定や就学をすることができる。</p> <p>市の遺児手当について、県内の他市町村では条例において「住所」を要件としているところも多いが、長久手市では、「本市に居住」し、「住民基本台帳に記録されている」遺児を養育する者に支給することとしているため、上記のような状態では支給の対象とならない。「住民基本台帳に記録されている」という要件を加えた理由は何か。</p>	
2	<p>長久手小学校に設置された小型バイオ装置「MEGURU-BIO」について</p> <p>生ごみからメタンガスと液体肥料を生成する、小型バイオ装置「MEGURU-BIO」が、長久手小学校校庭に設置された。</p> <p>(1) どのような経緯で設置されたか。 (2) なぜ学校に設置したのか。 (3) 先進地として参考にした自治体があるか。</p>	

3	<p>本市小中学校内のフリースクールについて</p> <p>(1) 本市の不登校児童・生徒は何人か。</p> <p>(2) 教育支援センター「N-ハウスあい」の利用者は何人か。</p> <p>(3) 各小中学校内のフリースクールの利用者は何人か。</p> <p>(4) 今後、どのように運営していくか。</p>	
---	--	--